

平成 2 9 年

衣浦衛生組合第 4 回定例会会議録

平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日

平成29年第4回衣浦衛生組合議会定例会会議録

平成29年第4回衣浦衛生組合議会定例会は、平成29年12月26日（火）午前10時衣浦衛生組合会議室に招集された。

1. 議事日程

- 管理者の招集あいさつ
- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 一般質問
- 第4 議案第11号 衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第12号 衣浦衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第13号 平成29年度衣浦衛生組合一般会計補正予算（第1号）

2. 本日の会議に付した事件

- (1) 議事日程第1から第6

3. 議員

定数 10名 欠員 なし

出席議員（10名）

1番	加藤 厚雄君	2番	杉浦 文俊君
3番	小林 晃三君	4番	生田 綱夫君
5番	杓名 宏君	6番	杉浦 康憲君
7番	柴田 耕一君	8番	幸前 信雄君
9番	内藤とし子君	10番	小嶋 克文君

欠席議員（0名）

4. 説明のため出席した者

管理者	禰亘田政信君	副管理者	神谷 坂敏君
副管理者	松井 高善君	参与	吉岡 初浩君
事務局長	山田 正教君	庶務課長	朝岡 得二君
施設課長	村田実千男君	業務課長	加藤 直君

5. 出席した関係市職員

碧南市経済環境部長	鳥居 典光君
碧南市環境課長	鈴木 勝哉君
高浜市市民総合窓口センター長	大岡 英城君
高浜市市民生活グループリーダー	芝田 啓二君

6. 出席した事務局職員

庶務課庶務係長	安藤 理純君
---------	--------

施設課第1係長	高橋	文彦君
施設課第2係長	鈴木	勲君
業務課課長補佐	三矢	成由君
業務課課長補佐	杉浦	勲君
業務課管理係長	磯貝	光好君

7. 会議の経過

(午前10時開会)

○議長（幸前信雄君） 皆さん、おはようございます。本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、平成29年第4回衣浦衛生組合議会定例会は成立いたしました。会議を開会いたします。

これより会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

○議長（幸前信雄君） これより、管理者の招集挨拶を行います。

○管理者（禰亙田政信君） 議長、管理者。

○議長（幸前信雄君） 管理者。

○管理者（禰亙田政信君） 皆さん、おはようございます。

慌ただしい年の瀬を迎えまして、本年も余すところ、あとわずかとなってまいりました。

議員各位には大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、平成29年第4回衣浦衛生組合議会定例会を開会できますことを心より厚くお礼を申し上げます。

おかげさまで、ごみ処理、し尿処理、衣浦斎園、サン・ビレッジ衣浦と、当組合の諸事業につきまして、順調に運営をさせていただいているところでございます。これもひとえに皆様方のご尽力の賜物と、厚くお礼を申し上げます。

本日は私どものほうから条例2議案、補正予算1議案を上程させていただいておりますが、何とぞ慎重ご審議を賜りまして、原案どおりご可決賜りますよう、お願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（幸前信雄君） ただいま、招集あいさつが終わりました。

○議長（幸前信雄君） これより日程に入ります。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において、3番 小林晃三議員及び9番 内藤とし子議員を指名いたします。

○議長（幸前信雄君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（幸前信雄君） 日程第3 一般質問を行います。

一般質問は、既に通告されていますので、お手元の一般質問順序表に従い、自席にて発言をお願いいたします。

また、申し合わせにより、質問時間は1人20分以内となっておりますので厳守願います。

なお、質問、答弁ともに簡明にいただき、進行を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

9番 内藤とし子議員の質問を許可いたします。

○9番（内藤とし子君） 議長、9番。

○議長（幸前信雄君） 9番 内藤とし子議員。

○9番（内藤とし子君） それでは質問させていただきます。クリーンセンターの衣浦延命化工事をここ3年間行っていたと思いますが、その工事の効果について、まず3年間の工事内容についてお示してください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（幸前信雄君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） 平成26年度から平成28年度の3カ年に行った延命化工事の内容といたしまして、CO₂削減に寄与する更新工事として小型蒸気発電機新規設置を初め37機器、それ以外の更新工事で二次燃焼室、耐火材更新を初め、延べ14の機器等の更新を行いました。工事費は3年間で36億7,200万円になります。

年度ごとで申し上げますと、平成26年度の工事費は9億3,922万4,160円で、財源として国庫補助金が2億9,823万1,000円、起債が5億6,720万円、平成27年度の工事費は13億4,854万3,080円で、国庫補助金が3億6,361万1,000円、起債が7億4,530万円、平成28年度の工事費は13億8,423万2,760円で、国庫補助金が5億7,221万円、起債が6億5,490万円であります。

以上です。

○9番（内藤とし子君） 議長、9番。

○議長（幸前信雄君） 9番 内藤とし子議員。

○9番（内藤とし子君） 次に、では工事による効果は電気だとか、灯油だとか、平成26年度から始まったということですので、平成25年度の実績から比較して、どのようになっていますか。お示してください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（幸前信雄君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） 工事により大きく効果があったということで、電気、灯油の使用量削減がございます。延命化工事施工前である平成25年度の4月から11月までのクリーンセンター衣浦の電気使用量は477万6,168キロワットアワーでありましたが、工事施工後の平成29年度

同月の電気使用量は311万3,617キロワットアワーで、マイナス166万2,551キロワットアワー、34.8%の削減となっております。

また、灯油につきましては、平成25年度の4月から11月までの使用量が26万リットルでありましたが、平成29年度同月の使用量は12万リットルでマイナスの14万リットル、53.8%の削減となっております。

○9番（内藤とし子君） 議長、9番。

○議長（幸前信雄君） 9番 内藤とし子議員。

○9番（内藤とし子君） わかりました。それでは今後施設を継続するためには、どのような対応をされていくのか、お示してください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（幸前信雄君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） 平成26年度から3カ年にわたりまして、さきほど申しましたCO₂削減に寄与する機器を中心に大規模な更新工事を行ってまいりましたが、今後も施設の長寿命化を図っていくために、経年劣化等による不具合の発生が予測される機器の修繕や部品供給が難しくなり、修繕不可となる設備機器の更新工事を整備計画に基づいて実施をしていきたいと思っております。

○9番（内藤とし子君） 議長、9番。

○議長（幸前信雄君） 9番 内藤とし子議員。

○9番（内藤とし子君） 部品供給が難しくなりということをおっしゃいましたが、どういうことでそういう供給が難しくなるのか、お示してください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（幸前信雄君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） 部品自体が廃番になって、そもそもつくられなくなったようなものが年々増えてきているというところの中での更新工事ということで予定をしております。

○9番（内藤とし子君） 議長、9番。

○議長（幸前信雄君） 9番 内藤とし子議員。

○9番（内藤とし子君） わかりました。次に、剪定枝の処理について伺いたいと思います。まず、衛生組合に搬入される剪定枝の量についてお示してください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（幸前信雄君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） 剪定枝のみの計量は行っておりませんので、正確な数字としては把握をしておりますが、主に剪定枝等を搬入する事業者の搬入量で申し上げますと、平成28年度の実績で8,288台、2,111.6トンであります。これは平成28年度のクリーンセンターへ搬入されたごみの量の5.5%になります。

○9番（内藤とし子君） 議長、9番。

○議長（幸前信雄君） 9番 内藤とし子議員。

○9番（内藤とし子君） それでは剪定枝の量は大変多いという感じがするんですが、衣浦衛生組合としての対応はどのように考えてみえるのか、お示してください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（幸前信雄君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） 量が多いというところの中で、搬入された剪定枝を破砕機で細かく破砕し、ピット内で一般家庭からの生ごみ等と十分攪拌をし、二、三日後に水分を切り、燃えやすい状態で効率的に焼却処理ができるように対応をしております。

○9番（内藤とし子君） 議長、9番。

○議長（幸前信雄君） 9番 内藤とし子議員。

○9番（内藤とし子君） わかりました。それでは搬入量を減らす方法について、お示してください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（幸前信雄君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） 剪定枝を減らす方法としては、剪定枝のリサイクルが考えられます。リサイクルは大きく有機循環、エネルギー化、製品活用の3つの方法が行われているものがあります。有機循環は微生物による発酵や加熱等で堆肥や飼料に加工するもの、エネルギー化はペレット化して燃料として利用をする、製品活用は加工して道路舗装材やマルチング材、草を抑える材料でございますが、こちらのほうの原料にするものであります。

県内でのリサイクル状況を見てみますと、安城市や豊川市で有機循環や製品活用を市の事業として行っているようでございますが、需用と供給のバランスや草木からの不適合物の除去に課題を持っているようでございます。

○9番（内藤とし子君） 議長、9番。

○議長（幸前信雄君） 9番 内藤とし子議員。

○9番（内藤とし子君） それでは県内でのリサイクル状況で言いますと、まだまだ衣浦衛生組合としては難しいのかもしれませんが、ぜひこういうリサイクル化をしていただきたいと思っているんですが、そういう点ではどのように考えてみえるのでしょうか。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（幸前信雄君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） 組合としての役割は、搬入されたごみを安全かつ適切に処理することにあるということで、剪定枝の搬入量の抑制につきましては、碧南、高浜両市の施策であると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○9番（内藤とし子君） 議長、9番。

○議長（幸前信雄君） 9番 内藤とし子議員。

○9番（内藤とし子君） それではわかりましたので、終わります。

○議長（幸前信雄君） 以上で、9番 内藤とし子議員の一般質問を終わります。

これで通告者の質問は終了いたしました。

これにて一般質問を終結いたします。

○議長（幸前信雄君） 日程第4 議案第11号 衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（幸前信雄君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） ただいま議題となりました議案第11号 衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、参考資料によりご説明申し上げますので、参考資料1をごらんください。

まず、1の改正の理由でございますが、人事院勧告により組合職員の給与の改定を行うため、条例の一部を改正するというものでございます。

人事院勧告につきましては、毎年、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に行われておりますが、本年8月に行われた勧告を受け、給与の改定を行うものでございます。

勧告の主な内容といたしまして、民間給与との比較において、給料月額、ボーナスとも公務員給与が下回っていたことを受け、給料月額を平均0.2%引き上げ、民間のボーナスに相当する勤勉手当の支給月数を年間0.1月分、引き上げることが適当であるというものでございます。

次に、2の改正の概要でございますが（1）勤勉手当の支給月数の改正（第23条関係）につきましては、平成29年12月及び平成30年度以降に支給する勤勉手当の支給月数を、次のとおり改めるというものでございます。

まず、アの再任用職員以外の職員のうち（ア）の一般職員につきましては平成29年12月期を0.95月とし、平成30年度以降については6月期及び12月期を0.90月の年度合計1.80月とし、現行の1.70月から0.10月分を引き上げるというものであります。

（イ）の特定管理職員、これは課長職以上の職員でございますが、平成29年12月期を1.15月とし、平成30年度以降については6月期及び12月期を1.10月の年度合計2.20月とし、現行の2.10月から0.10月分を引き上げるというものであります。

次に、イの再任用職員ですが、（ア）の一般職員につきましては平成29年12月期を0.45月とし、平成30年度以降については6月期及び12月期を0.425月の年度合計0.85月とし、現行の0.80月から0.05月分を引き上げるというものであります。

2ページをごらんください。

(イ) の特定管理職員につきましては平成29年12月期を0.55月とし、平成30年度以降については6月期及び12月期を0.525月の年度合計1.05月とし、現行の1.00月から0.05月分を引き上げるというものであります。なお、現在、特定管理職員に該当する再任用職員はおりません。

(2) 給料表の改正(別表関係)につきましては、行政職給料表(1)の給料月額を平均0.2%引き上げるというものでございます。

行政職給料表(1)の1級の初任給で月額1,000円、若年層についても同程度、その他については400円程度の引き上げとなっております。また、再任用職員については320円程度の引き上げとなっております。

3の施行年月日等につきましては公布の日。ただし、給料表の改定につきましては、平成29年4月1日、勤勉手当の支給月額の改定は、平成29年度分については平成29年12月1日から適用し、平成30年度以降の分については平成30年4月1日から施行するというものでございます。

4の条例改正による影響は(1)の給料については総額で9万8,000円の増額となり、1人当たりの月額平均は再任用職員以外の職員で463円、再任用職員で320円の増額となります。

また(2)勤勉手当につきましては総額91万6,000円の増額となり、1人当たりの平均は再任用職員以外の職員では4万3,205円、再任用職員では9,556円の増額となります。

なお、去る12月12日火曜日に全職員に対して改正についての説明を行い、了承を得ております。

以上で、議案第11号の提案理由のご説明とさせていただきます。どうぞ、よろしく申し上げます。

○議長(幸前信雄君) 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

○1番(加藤厚雄君) 議長、1番。

○議長(幸前信雄君) 1番 加藤厚雄議員。

○1番(加藤厚雄君) これは再任用職員が今1名で一般職員はみえますけれども、この再任用の中の特定管理職員が今現在いないということでしたけれども、これを定めるということは過去にそういった特定管理職員がいたのか、将来発生するだろうからということを決めるのか。それをちょっとお聞かせください。

○庶務課長(朝岡得二君) 議長、庶務課長。

○議長(幸前信雄君) 庶務課長。

○庶務課長(朝岡得二君) 再任用職員の中の特定管理職員ですが、今まではございませんでした。それで、これからあるかもということで、条例的には設定させていただいております。

以上でございます。

○7番（柴田耕一君） 議長、7番。

○議長（幸前信雄君） 7番 柴田耕一議員。

○7番（柴田耕一君） 4条の条例改正に受ける影響の中で、給与の対象者18人と勤勉手当の22人で、4人の食い違いがあるんですけども、この4人に対しては要するに給与は上がらないということなんですか。その辺のことをお願いします。

○庶務課長（朝岡得二君） 議長、庶務課長。

○議長（幸前信雄君） 庶務課長。

○庶務課長（朝岡得二君） その4名につきましては、平成27年4月の給料月額引き下げによりまして、経過措置として減給保障を受けている職員でございます。具体的には55歳以上の職員でございますが、今回の給料表の引き上げによって金額は上昇いたしますが、この平成27年3月末の給料月額に達しないために影響は出ないということで、今回対象外4名としております。

以上でございます。

○議長（幸前信雄君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第11号の採決をいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（幸前信雄君） 挙手全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（幸前信雄君） 日程第5 議案第12号 衣浦衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（幸前信雄君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） ただいま議題となりました議案第12号 衣浦衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、参考資料によりご説明を申し上げますので、参考資料1をごらんください。

まず、1の改正の理由でございますが、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下、行政機関個人情報保護法という。）の一部改正が平成29年5月30日に施行されたことに伴い、個人情報の定義を明確化するとともに、個人識別符号及び要配慮個人情報の定義を新たに規定するため、条例の一部を改正するというものであります。

次に、2の改正の概要でございますが、まず（1）個人情報の定義の明確化及び個人識別符号の定義の規定（第2条関係）でございますが、個人情報の定義を次のいずれかに該当する者に明確化するというものでございます。

まず、アとしまして当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等。これは文書、図画若しくは電磁的記録。これは電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録をいう。こちらのほうに記載され、若しくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。これにより、特定の個人を識別することができるもの。

イとしまして、個人識別符号が含まれるものでございます。

続いて、（2）個人識別符号の定義の規定（第2条関係）でございますが、先ほどの個人識別符号を行政機関個人情報保護法第2条第3項に規定する個人識別符号として、新たに規定するものでございます。これは、例といたしましてDNA、顔、声紋、指紋などの個人を認識するに足りるもの。またはパスポート、免許証などの番号でございます。

続いて、（3）要配慮個人情報の定義の規定（第2条、第7条関係）でございますが、行政機関個人情報保護法第2条、第4項に規定する要配慮個人情報を新たに規定するというものでございます。これは例として、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、心身の障害の状況などでございます。

続いて、（4）個人情報取扱事務事項の追加（第6条関係）でございますが、個人情報を取り扱う場合における管理者への届出事項に要配慮個人情報の有無を追加するというものでございます。

続いて、（5）衣浦衛生組合情報公開条例の一部改正（附則関係）でございますが、条例の一部改正に伴い、衣浦衛生組合情報公開条例（平成29年衣浦衛生組合条例第3号）に規定されている非公開情報である個人情報の記述等を文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項に明確化するというもので、先ほどの（1）のアの記述等の表記と同じ表記にする必要があるため、衣浦衛生組合情報公開条例も一部改正をするものでございます。

3の施行年月日につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第12号の提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（幸前信雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

○9番（内藤とし子君） 議長、9番。

○議長（幸前信雄君） 9番 内藤とし子議員。

○9番（内藤とし子君） 2番の（2）と（3）ですが、（2）についてはDNAとか、指紋と

か言われたんですけれども、もう一度言ってください。それと（３）も人種といろいろ言われたんですが、それをもう一度お願いします。

○庶務課長（朝岡得二君） 議長、庶務課長。

○議長（幸前信雄君） 庶務課長。

○庶務課長（朝岡得二君） まず（２）の個人識別符号の定義でございますが、こちらにつきましては、DNA、顔、声紋、指紋など個人を認識するに足りるもの、またはパスポート、免許証などの番号でございます。

それから（３）の要配慮個人情報ですが、こちらは人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、心身の障害の状況でございます。

以上でございます。

○議長（幸前信雄君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄君） よろしいですか。

○９番（内藤とし子君） 議長、９番。

○議長（幸前信雄君） ９番 内藤とし子議員。

○９番（内藤とし子君） そうしますと、これはかなり細かいところまで規定されるということなんです、人種にしる、信条にしる、社会的身分にしる、社会的身分で言えばこういう立場にあった人が今はその立場にないというような場合については、どのように規定をされるのでしょうか。

○庶務課長（朝岡得二君） 議長、庶務課長。

○議長（幸前信雄君） 庶務課長。

○庶務課長（朝岡得二君） まず、社会的身分とはということなんです、これにつきましては、ある特定の地域の出身者という解釈でございますので、そちらの部分の明確化にされないように要配慮の情報として規定するというところでございます。

以上でございます。

○議長（幸前信雄君） よろしいですか。

○９番（内藤とし子君） はい。

○議長（幸前信雄君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第12号の採決をいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（幸前信雄君） 挙手全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されま

した。

○議長（幸前信雄君） 日程第6 議案第13号 平成29年度衣浦衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（幸前信雄君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） ただいま議題となりました議案第13号 平成29年度衣浦衛生組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、1ページをごらんください。

平成29年度衣浦衛生組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,373万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,225万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び廃止は「第2表 地方債補正」によるというものでございます。

今回の補正予算は決算見込みを踏まえたもので、歳入では分担金の減額と繰越金の増額及び組合債の減額をし、歳出では主に需用費中、消耗品費及び光熱水費並びに委託料及び工事請負費で決算を見込んだ増減額を計上しております。

それでは、詳しくご説明させていただきます。4ページをお開きください。

第2表 地方債補正でございますが、これはクリーンセンター衣浦延命化工事に対する起債の目的が重点化等事業対象外工事の増により、単独事業へと変更となったことによる追加及び廃止でございます。これにより起債充当率が90%から75%となっております。

歳入歳出の詳細につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開きください。

2歳入ですが、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目分担金は5,614万6,000円を減額補正し、説明欄にございますように碧南市分で3,425万7,000円を、高浜市分で2,188万9,000円を減額し、分担金総額を12億6,714万8,000円とするものでございます。

なお、補正後の構成市分担金は、衣浦斎園分も含めて、碧南市では7億6,099万3,000円に、高浜市は5億615万5,000円となります。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の補正額は6,941万4,000円を増額し、9,841万4,000円とするもので、これは平成28年度決算により繰越額が確定したことによるものでございます。

6款組合債、1項組合債、1目衛生債の補正額は3,700万円を減額し、1億5,060万円とするものであります。これは、先ほど地方債補正でご説明しましたとおり、クリーンセンター衣浦延命化工事の事業確定及び起債充当率が下がったことによるものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

3歳出ですが、3款衛生費、1項清掃費、2目し尿処理費の補正額は30万円の減額で、1億2,973万円とするものでございます。内容についてですが、11節需用費中、光熱水費で電気料の単価の値上がりにより増額したものの、下水道使用料で使用数量の減少により30万円を減額するものでございます。

3目ごみ処理費の補正額は1,892万2,000円の減額で、10億9,140万5,000円とするものでございます。内訳でございますが、11節需用費中、消耗品費では水あか付着防止剤購入の契約単価差及び使用数量の減少により457万9,000円の減額を、光熱水費では電気料の単価の値上がりにより増額したものの、延命化工事による省エネ・節電効果により使用数量が減少したことにより455万9,000円の減額を、13節委託料では常駐保守点検整備等業務委託料及びダイオキシン類等公害関係分析業務委託料の契約実績に伴い、217万4,000円を減額するものでございます。

14、15ページをお開きください。

15節工事請負費では、クリーンセンター衣浦延命化工事の契約実績に伴い、761万円を減額するものでございます。

5目余熱利用施設費の補正額は511万円の減額で、1億2,604万6,000円とするものでございます。内訳でございますが、11節需用費中、光熱水費で電気料の値上がり及び利用者増に伴い、水道料及び下水道料使用料で使用数量の増加により、151万5,000円を増額するものでございます。

15節工事請負費では、補助ボイラー更新工事の契約実績に伴い、662万5,000円を減額するものでございます。

4款公債費、1項公債費、2目利子の補正額は60万円の増額で、992万9,000円とするものでございます。これは、23節償還金、利子及び割引料で、平成29年度政府債借入利率の確定により60万円の増額をするものでございます。

なお、16ページ、17ページには、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書補正を添付してございますので、ご参照賜りたいと思います。

1つ訂正をしていただきたいと思います。先ほど23節の償還金利子の割引料で平成29年度と言いましたが、28年度でございました。大変申しわけございませんでした。

以上で、議案第13号の提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（幸前信雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。なお、質疑は歳入歳出一括で行いますので、よろしくお願いいたします。

○7番（柴田耕一君） 議長、7番。

○議長（幸前信雄君） 7番 柴田耕一議員。

○7番（柴田耕一君） 4ページの地方債補正で、ちょっとお聞きしたいんですけども、利率が一応5%以内ということなんですけれども、実際は何%でお借りになっているのか。それと、その利率に対して競争入札みたいな銀行間のあれをやっているのか。そこら辺のことと、それと廃止になった単独事業で充当率が75となったということなんですけど、変更理由等をもう少し詳しくわかれば教えてください。

○庶務課長（朝岡得二君） 議長、庶務課長。

○議長（幸前信雄君） 庶務課長。

○庶務課長（朝岡得二君） まず、起債の利率でございますが、0.2%でございます。それから、借入は政府債でございますので、これは競争入札は行っておりません。それからあと、変更の理由でございますが、これは当初、重点化等事業に該当するということで、予定をしていた機器が県と調整をする中で該当しないということになりましたので、重点化等事業の金額がそれによって減額となりました。それで重点化等事業につきましては、1件当たりの要件は1億5,000万円が要件となっておりますので、それを下回ったために単独事業となって起債の充当率が75%となったものでございます。

以上でございます。

○議長（幸前信雄君） よろしいですか。ほかに。

○1番（加藤厚雄君） 議長、1番。

○議長（幸前信雄君） 10番 加藤厚雄議員。

○1番（加藤厚雄君） ちょっと確認で、今のその重点化等事業が単独事業に変わったのが1億5,000万円以下と今言ったんですけども、ただ金額的には限度額は1億5,000万円を超しているんですけども、これはどういう説明でしょうか。

○庶務課長（朝岡得二君） 議長、庶務課長。

○議長（幸前信雄君） 庶務課長。

○庶務課長（朝岡得二君） まず、金額そのものはトータルで契約額といたしましては2億851万7,000円でございますが、そのうち重点化事業の対象となる金額が1億4,465万7,360円ということで、先ほど申しました1億5,000万円を下回ったということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（幸前信雄君） よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第13号の採決をいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（幸前信雄君） 挙手全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（幸前信雄君） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（櫛垣田政信君） 議長、管理者。

○議長（幸前信雄君） 管理者。

○管理者（櫛垣田政信君） どうも、大変お疲れさまでございました。

本日、私どものほうからご提案させていただきました案件につきまして、慎重なご審議を賜り、原案どおりご決定いただきまして、まことにありがとうございました。

議員皆様におかれましては、本年1年を通じまして組合、行政推進に格別のご支援、ご協力を賜りまして心より厚く御礼を申し上げます。今後とも職員一同、一丸となりまして、より効率的で効果的な各種事業を推進してまいり所存でございますので、今後とも来たる年におきましても本年同様、本組合に対しまして、一層のご理解、ご支援、ご協力を賜りますよう、お願いを申しまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

○議長（幸前信雄君） 以上で、今期定例会の付議事件は全て終了いたしました。よって、平成29年第4回衣浦衛生組合議会定例会は、これにて閉会いたします。

慎重ご審議、まことにありがとうございました。

（午前10時45分閉会）

以上は、平成29年12月26日に行われた平成29年第4回衣浦衛生組合議会定例会の会議録であります。

平成 29 年 12 月 26 日

議 長 幸 前 信 雄

議 員 小 林 晃 三

議 員 内 藤 と し 子